

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、平成〇年〇月〇日にB所在のC営業所に異動となり、薬品等の配送業務に従事していた。

請求人によると、C営業所に異動後の配送件数はそれ以前の〇倍で、休憩もまともに取れずに業務をこなしていたが、平成〇年〇月頃から疲れが取れない、寝付けないなどの症状が出始めたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅で意識を失ったとして、同月〇日Dクリニックに受診し、その後E病院に受診したが異常がみられず、同年〇月〇日、Fクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無についてみると、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月頃に、ICD-10の診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨意見している。

これに対し、G医師は、意見書において、請求人の本件疾病の発病時期は平成〇年〇月頃である旨述べ、H医師は、請求人の本件疾病の発病時期は平成〇年〇月頃であるとする専門部会の判断を支持している。

請求人は、本件疾病の発病時期は、「平成〇年〇月頃」である旨主張するが、当審査会としては、請求人の診療録を始めとする一件記録を精査すると、H医師の意見のとおり、専門部会の意見は妥当であり、請求人は「平成〇年〇月頃」に、本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

（4）「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、平成〇年〇月の人事異動により、Iルートを担当することになり、当該ルートの配達件数の多さに耐えかね、J所長に対し、配達ルートの見直しの要望を何度も繰り返したが聞き入れてもらえなかつたことが心理的負荷である旨主張するところ、同主張は認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当するとみるのが相当である。

この点について、J所長は、「請求人の要望については、営業所内だけで何とかなる話ではない。」旨述べており、同所長が請求人の要望に応じなかつたことがうかがえるものであるが、決定書理由に説示するとおり、請求人と同所長との間に考え方の相違が認められるとしても、客観的に認識されるような対立には至っていないことから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であり、評価期間中の出来事の全体評価は「強」には至らないことから、業務と本件疾病との相当因果関係は認められないものと判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月の人事異動及び当該人事異動による業務量の増加の心理的負荷を強く主張するものの、当該人事異動は評価期間外の出来事である。また、仮に当該人事異動による業務量の増加を、認定基準別表1「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめるも、過去に経験した業務と全く異なる質の業務を担当したり、過去の経験からみて重い責任が課されたわけでもないことから、その心理的負荷の強度は「中」程度であることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しないとする旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。